

平成25年白老町議会定例会3月会議会議録（第5号）

平成25年 3月25日（月曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 1時47分

○議事日程 第5号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 議案第26号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

第 4 議案第27号 白老町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

第 5 議案第28号 白老町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

第 6 議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

第 7 議案第30号 白老町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

第 8 議案第31号 白老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

第 9 議案第32号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第33号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第34号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 予算等審査特別委員会の審査報告について

議案第37号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 平成25年度白老町一般会計予算

議案第10号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第11号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第12号 平成25年度白老町公共下水道事業特別会計予算

議案第13号 平成25年度白老町学校給食特別会計予算

議案第14号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

- 議案第15号 平成25年度白老町墓園造成事業特別会計予算
議案第16号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第17号 平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
議案第18号 平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第19号 平成25年度白老町水道事業会計予算
議案第20号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 第13 議案第40号 平成24年度白老町一般会計補正予算(第12号)
第14 発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第15 承認第1号 議員の派遣承認について
第16 政策研究会の設置について
(新しい予算編成方法に関する政策研究会)
- 第17 意見書案第1号 安心できる介護制度の実現を求める意見書(案)
第18 意見書案第2号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書(案)
第19 意見書案第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の
推進を求める意見書(案)
第20 意見書案第4号 平成25年度地方財政対策に関する意見書(案)
第21 意見書案第5号 環太平洋経済連携協定(TPP)への交渉参加に反対する意見書(案)
第22 常任委員会所管事務等調査の報告について
(総務文教常任委員会)
(建設厚生常任委員会)
(広報広聴常任委員会)
-

○会議に付した事件

- 議案第26号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
議案第27号 白老町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
議案第28号 白老町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
議案第30号 白老町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
議案第31号 白老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
議案第32号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第33号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 34 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

予算等審査特別委員会の審査報告について

議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 38 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算

議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算

議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算

議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算

議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算

議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

議案第 40 号 平成 24 年度白老町一般会計補正予算（第 12 号）

発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

承認第 1 号 議員の派遣承認について

政策研究会の設置について

（新しい予算編成方法に関する政策研究会）

意見書案第 1 号 安心できる介護制度の実現を求める意見書（案）

意見書案第 2 号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）

意見書案第 3 号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）

意見書案第 4 号 平成 25 年度地方財政対策に関する意見書（案）

意見書案第 5 号 環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書（案）

常任委員会所管事務等調査の報告について

（総務文教常任委員会）

（建設厚生常任委員会）

（広報広聴常任委員会）

○出席議員（14名）

1番	氏家裕治君	2番	吉田和子君
3番	斎藤征信君	4番	大渕紀夫君
5番	松田謙吾君	7番	西田・子君
8番	広地紀彰君	9番	吉谷一孝君
10番	小西秀延君	11番	山田和子君
12番	本間広朗君	13番	前田博之君
14番	及川保君	15番	山本浩平君

○欠席議員（1名）

6番 坂下利明君

○会議録署名議員

12番	本間広朗君	13番	前田博之君
14番	及川保君		

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	白崎浩司君
教育長	古俣博之君
総務財政部長	岩城達己君
総務課長	本間勝治君
財政税務課長	安達義孝君
企画振興部長	大黒克己君
生活福祉部長	須田健一君
健康福祉課長	西幹雄君
都市整備部長	高畠章君
建設課長	岩崎勉君
港湾室長	赤城雅也君
港湾室参事	飯田誠君
上下水道課長	田中春光君
教育部長	辻昌秀君
教育課長	五十嵐省蔵君
病院事務長	長澤敏博君
消防長	前田登志和君
監査委員	岡英一君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
参 事	熊 倉 博 幸 君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから休会前に引き続き会議を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、議長において、12番、本間広朗議員、13番、前田博之議員、14番、及川保議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から3月14日及び本日の議会再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、3月14日及び本日の開議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、いずれの日も、定例会3月会議の運営に関する件であります。

3月14日の協議事項は、会派から提出されていた意見書案6件の協議の件と発議についてであります。

意見書案については、協議の結果協議が調った5件について提案することといたします。協議が調わない1件については、取り下げることとなりました。提案する意見書案5件については、全会派一致により提案いたしますので、議会運営基準により質疑・討論を省略することといたします。

また、発議については、議会委員会条例の一部改正であります。地方自治法の一部改正により関係条文の整理を行うものであり、本委員会の委員全員の賛成により、委員会発議といたしました。

次に、本で行った協議事項は、追加議案の件についてであります。

町長の提案に係るものとして、平成24年度一般会計補正予算1件の追加議案の提出がありました。

これらの議案は、全て本日の議題に供することといたします。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第26号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第26号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） それでは、議26-1になります。議案第26号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について。

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月27日提出。白老町長。

次のページになります。附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

次に、議26-3、議案説明でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営の基準等を定めるため、本条例を制定するものである。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。

（入所定員）

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

（申請者に係る要件）

第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定地域密着型サービスに関する基準）

第4条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に定めるところによる。

(申請者に係る要件)

第5条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービスに関する基準)

第6条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)に定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 白老町道路の構造の技術的基準等を定める条例 の制定について

○議長(山本浩平君) 日程第4、議案第27号 白老町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高島都市整備部長。

○都市整備部長(高島 章君) 議27-1でございます。議案第27号 白老町道路の構造の

技術的基準等を定める条例の制定について。

白老町道路の構造の技術的基準等を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

議 27-19 をお開きください。附則でございます。1、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い道路法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、道路の構造の技術的基準等を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上です。

白老町道路の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 30 条第 3 項及び第 45 条第 3 項の規定に基づき、町が管理する町道（以下「町道」という。）の構造の技術的基準及び町道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第 3 条 この条例における道路の区分は、政令第 3 条の定めるところによる。

(町道の構造の技術的基準)

第 4 条 町道を新設し、又は改築する場合における法第 30 条第 3 項の規定により条例で定める町道の構造の技術的基準は、次条から第 43 条までに定めるところによる。

(車線等)

第 5 条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び第 3 種の道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2 とする。

区分		地形	設計基準交通量（単位 1 日につき台）
第 3 種	第 3 級	平地部	8, 000
		山地部	6, 000
	第 4 級	平地部	8, 000
		山地部	6, 000

第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000
交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数
は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）とし、当該道路の区分及
び第3種の道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通
量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第3種	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000
交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。			

- 4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道
路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4種第
1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値
に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区分			車線の幅員 (単位 メートル)
第3種	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及 び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

- 5 第3種第5級及び第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。
ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由
によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道の狭窄部を設ける場合においては、
3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第6条 車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。)が4以上である道路(対向車線を設けない道路を除く。)の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、往復の方向別に分離するものとする。

2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員(単位 メートル)	
第3種	第3級	1.75	1
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

4 中央帯には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。

6 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

8 中央帯の幅員を定めるに当たっては、除雪を考慮するものとする。

(副道)

第7条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第3種	第3級及び第4級	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第5級		0.5	
第4種			0.5	

- 3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。
- 4 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とする。
- 5 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 6 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 7 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値又は第3項に規定する車道の右側に設ける路肩の幅員に係る値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。
- 8 第3種の道路に歩道又は自転車歩行者道を設けない場合においては、当該道路の路肩の幅員は、歩行者又は自転車の交通の状況を考慮して定めることができる。
- 9 路肩の幅員を定めるに当たっては、除雪を考慮するものとする。

(停車帯)

第9条 第3種(第5級を除く。第3項において同じ。)又は第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 3 第3種の道路に設ける停車帯の幅員は、当該道路の構造、交通の状況及び停車の需要を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、2.5メートルを超える適切な値とすることができる。

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車の交通の状況を考慮するものとする。

（自転車歩行者道）

- 第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。
 - 3 横断歩道橋又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - 4 自転車歩行者道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況並びに除雪を考慮するものとする。

（歩道）

- 第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路

にあつては2メートル(地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートル)以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の歩行者の交通の状況及び除雪を考慮するものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停留所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(堆雪幅)

第14条 道路の外縁には、堆雪幅(除雪による雪の堆積の用に供する道路の部分を用いる。次項において同じ。)を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、道路の中央帯、路肩、停車帯、自転車歩行者道及び歩道の一部は、冬期において交通に支障を及ぼさない範囲で、堆雪幅として用いることができる。

(植樹帯)

第15条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とすることができる。

(1) 都市部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第16条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	
第3種	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第17条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第35条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第18条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第19条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道を設けないものにあつては6パーセ

ント、冬期の状況を考慮する必要がない道路にあつては10パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域	最大片勾配(単位 パーセント)
第3種	積雪寒冷の度が甚だしい地域	6
	その他の地域	8
第4種		6

(曲線部の車線等の拡幅)

第20条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第21条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第22条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の視距の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の視距の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)	
60	100	75

50	70	55
40	45	40
30	30	30
20	25	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第23条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の中欄に掲げる値以下とし、冬期の状況を考慮する必要がない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)		
第3種	普通道路	60	5	7	8
		50	6	7	9
		40	7	7.5	10
		30	7.5	8	11
		20	7.5	9	12
	小型道路	60	8		
		50	9		
		40	10		
		30	11		
		20	12		
第4種	普通道路	60	5	6	7
		50	6	7	8
		40	7	7.5	9
		30	7.5	8	10
		20	7.5	9	11
	小型道路	60	8		
		50	9		
		40	10		
		30	11		
		20	12		

(登坂車線)

第24条 普通道路の縦断勾配が5パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとする。

(縦断曲線)

第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断曲線の半径の欄の右欄に掲げる値(設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路に係る凸形縦断曲線にあつては、1,000メートル)まで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の 曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)	
60	凸形曲線	2,500	1,400
	凹形曲線	1,000	
50	凸形曲線	1,200	800
	凹形曲線	700	
40	凸形曲線	500	450
	凹形曲線	450	
30	凸形曲線	250	
	凹形曲線	250	
20	凸形曲線	200	100
	凹形曲線	100	

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第26条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行者道及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合

においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の道路の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第27条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配 (単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道、自転車道又は自転車歩行道車道には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第28条 合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、冬期の状況を考慮する必要がない道路においては、合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント)以下とすることができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

(排水施設)

第29条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第30条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線及び変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第31条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(次項において「連結路」という。)を設けるものとする。

4 連結路については、第5条から第8条まで、第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条及び第28条の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

第32条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、

この限りでない。

- (3) 見通し区間の長さは、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。
ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第35条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停留所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第37条 飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、融雪施設その他の

施設で規則で定めるものを設けるものとする。

- 2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第38条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(付帯工事等の特例)

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第5条から前条までの規定(第8条、第16条、第17条、第27条、第29条、第34条及び第37条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転

車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条、第5条から第39条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第42条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条、第5条から第12条まで、第14条から第39条まで及び第40条第1項の規定は、適用しない。

（町道に設ける道路標識の寸法）

第43条 法第45条第3項に規定する町道に設ける道路標識のうち、内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第二に定める寸法とする。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の町道については、第5条から第43条までの規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。この場合においては、当該規定に相当する地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第8条の規定による改正前の道路構造令（以下「旧道路構造令」という。）の規定（道路構造令の一部改正に伴う経過措置に関する政令の規定を含む。以下同じ。）があるときは、当該部分に関しては、当該旧道路構造令の規定の例による。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 27 号 白老町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号 白老町準用河川管理施設等の構造の技術的基準
を定める条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 5、議案第 28 号 白老町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議 28-1 でございます。議案第 28 号 白老町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

白老町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

議 28-14 をお開きください。附則でございます。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページでございます。議案説明でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い河川法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上です。

白老町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 100 条第 1 項において準用する法第 13 条第 2 項の規定に基づき、河川管理施設又は法第 26 条第 1

項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）において使用する用語の例による。

第2章 堤防

（適用の範囲）

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

（構造の原則）

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。

（材質及び構造）

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

（高さ）

第6条 堤防の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

（天端幅）

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

（盛土による堤防の法勾配等）

第8条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

（護岸）

第9条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。

（水制）

第10条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

(管理用通路)

第11条 堤防には、河川管理のための通路(以下「管理用通路」という。)を設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。この場合においては、幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とするものとする。

(波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置)

第12条 2以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 表法面に護岸又は護岸及び波返工を設けること。

(2) 前面に消波工を設けること。

2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 天端及び裏法面をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。

(2) 裏法尻に沿って排水路を設けること。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第13条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さ乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さ一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間(以下「背水区間」という。)の堤防の天端幅は、第7条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外等)

第14条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条及び第13条第2項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第7条及び第13条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみ

なす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第15条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合には、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章(第13条及び前条を除く。)の規定を準用する。

第3章 床止め

(構造の原則)

第16条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工)

第17条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

(護岸)

第18条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、次の各号に定めるところにより、護岸を設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。

(2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。

(3) 河岸(低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。)又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあっては、河岸又は堤防の高さとすること。

(4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

(魚道)

第19条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、次の各号に定めるところにより、魚道を設けるものとする。

(1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。

(2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

第4章 堰

(構造の原則)

第20条 堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第21条 可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。）以外の部分及び固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(可動堰の可動部のゲートの構造)

第22条 可動堰の可動部のゲート（バルブを含む。以下この章において同じ。）は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

2 可動堰の可動部のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(可動堰の可動部のゲートの高さ)

第23条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、当該地点における河川の兩岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとする。

2 可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

(可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例)

第24条 背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

(1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さ

(2) 計画高水位

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時に

おける下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

(管理施設)

第25条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第26条 第17条から第19条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

(洪水を分流させる堰に関する特例)

第27条 第21条及び第23条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第5章 水門及び樋門

(構造の原則)

第28条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門及び樋門に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第29条 水門及び樋門(ゲート及び管理施設を除く。)は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第30条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門)

第31条 第21条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第21条中「可動堰の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。)以外の部分及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と読み替えるものとする。

2 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第32条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とする

ものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第33条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さを下回らないものとする。

2 第23条第1項の規定は、河川を横断して設ける水門(流水を分流させる水門を除く。)のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第24条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

第34条 第25条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、次に定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(1) 管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。

(2) 管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

(護床工等)

第35条 第17条及び第18条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第6章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第36条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台及び橋脚に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第37条 堤防に設ける橋台は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

2 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

3 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(橋脚)

第38条 河道内に設ける橋脚(基礎部(底版を含む。次項において同じ。))その他流水が作用

するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。)の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径(これに相当するものを含む。)の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であつて橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所に設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとする事ができる。

- 2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。)の表面から深さ1メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、低水路の河床の表面に設けることができる。

(径間長)

第39条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該個所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離(河岸又は堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。)に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面)の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。)は、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値(以下この項において「基準径間長」という。)以上とすればその平均値を基準径間長に5メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から5メートルを減じた値(30メートル未満となるときは、30メートル)以上とすることができる。

$$L = 20 + 0.005Q$$

[この式において、L及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。]

L 径間長(単位 メートル)

Q 計画高水流量(単位 1秒間につき立方メートル)

- 2 次の各号のいずれかに該当する橋の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。

- (1) 計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満で川幅が30メートル未満の河川に設ける橋梁 12.5メートル
- (2) 計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満で川幅が30メートル以上の河

川に設ける橋梁 15メートル

(桁下高等)

第40条 第23条第1項及び第24条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 橋面（路面、地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分をいう。）の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第41条 第17条及び第18条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第42条 橋（取付部を含む。）は、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋（取付部を含む。）の構造は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(適用除外)

第43条 第37条第1項及び第2項、第38条、第39条並びに第40条の規定は、遊水地その他これらに類するものの区域（橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状態等により治水上の支障があると認められる区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして、低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたものについては、適用しない。

2 この章（第40条及び前条を除く。）の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門に付属して設けられる橋については、適用しない。

第7章 伏せ越し

(適用の範囲)

第44条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第45条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管

理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第46条 堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。)を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第29条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第47条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート(バルブを含む。次項において同じ。)を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

3 第25条の規定は、伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第48条 伏せ越しは、低水路(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。)の表面から、堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。)の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第8章 雑則

(適用除外)

第49条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物(以下「河川管理施設等」という。)については、適用しない。

(1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等

(2) 臨時に設けられる河川管理施設等

(3) 工事を施工するために仮に設けられる河川管理施設等

(4) 特殊な構造の河川管理施設等で、町長がその構造が第二章から第七章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第50条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手(許可工作物にあっては、法第26条の許可。以下この条において同じ。)があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位(以下この条において「計画高水流量等」という。)の決定又は変更によってこの条例の

規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（小河川の特例）

第51条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次の各号に定めるところによることができる。

(1) 堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。

計画高水流量 (単位 1秒間につき立方メートル)	天端幅 (単位 メートル)
50未満	2
50以上100未満	2.5

(2) 堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすること。

(3) 堤防に設ける管理用通路は、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は2.5メートル以上とすること。

(4) 伏せ越しについては、第48条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」と読み替えて同条の規定を適用すること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 内容的なことではなく総括的な部分で、第7章の伏せ越しという部分についての解釈とか、どういう運用が出てくるのか、それを具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 前田議員、もう一度お願いします。ちょっと私聞き取れなかったので。

○13番（前田博之君） 第7章、伏せ越し、第44条から48条までありますよね。伏せ越しという意味と、この条文の内容がどういう場合にどうなるかということを具体的に示してほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 伏せ越しについてご説明します。伏せ越しというのは、普通、水の流れというのは上から下に流れるという形で高さがあります。ただ、地形的な条件で、一部下がってまた元に戻るという形が伏せ越しでございます。それについて、若干ここで説明しているところもあります。第 44 条で先ほどのとおり伏せ越しについて適用するということになります。計画高水位とか河川ではありますので、それをクリアするような形で伏せ越しをつくらなければならないということになります。

○議長（山本浩平君） 高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 結局、構造物や何かがあって、それを横断するだとか、あるいは用水路とか排水路とかそういったものと交差するといった部分、そのとき同じ高さで交差することは不可能なので、下をくぐらせるときの基準を定めたものでございます。そういうことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 28 号 白老町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 6、議案第 29 号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議 29-1 でございます。議案第 29 号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。

白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

議 29-3、附則でございます。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページでございます。議案説明でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い水道法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準等を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上です。

白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 12 条及び第 19 条第 3 項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めることを目的とする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第 2 条 法第 12 条第 1 項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒施設又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上

の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、前条第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当す

る学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 白老町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第30号 白老町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高畠都市整備部長。

○都市整備部長（高畠 章君） 議30-1でございます。議案第30号 白老町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。

白老町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月27日提出。白老町長。

議 30-10、附則でございます。施行期日でございます。1、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議 30-12、議案説明でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上です。

白老町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に係る道路の構造に関する基準を定める条例

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路（町が管理する町道をいう。以下同じ。）の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）において使用する用語の例による。

第 2 章 歩道等

(歩道)

第 3 条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第 4 条 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては 3.5メートル以上、その他の道路にあつては 2メートル以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては 4メートル以上、その他の道路にあつては 3メートル以上とするものとする。

3 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員を定めるに当たっては、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮するものとする。

(舗装等)

第 5 条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 歩道等に排水施設を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けるものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する当該歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さを定めるに当たっては、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮するものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 横断歩道に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第11条 道路には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、傾斜路を設けるものとする。

(傾斜路)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すりの端部の付近その他の必要な箇所には、傾斜路の通ずる場所を示す点字表示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(通路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近その他の必要な箇所には、通路の通ずる場所を示す点字表示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近その他の必要な箇所には、階段の通ずる場所を示す点字表示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第15条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第16条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第17条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第18条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けることその他の方法により、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅及び有効奥行きを1.5メートル以上とすることその他の方法により、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第19条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第20条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(傾斜路)

第21条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、傾斜路を設けるものとする。

2 第12条の規定は、前項の傾斜路について準用する。

(階段)

第22条 第14条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第23条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第20条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第24条 障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- (4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第25条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 第20条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。
- (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
- (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前条第2項第1号の便房について準用する。

第26条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第24条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第27条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識は、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設け、かつ、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第28条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された箇所のうち、視覚障害者の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第29条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第30条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第31条 歩道等及び立体横断施設において、積雪または凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化

を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

4 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、当分の間、当該基準によらないことができる。

5 第10条に規定する有効幅員は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、これを1メートルまで縮小することができる。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今度条例に変わったということで、それは承知しています。それで、条例になったことによって具体的なものが見えてきたのですが、議30-10のところ、防雪施設、第31条とあります。これはたまたま議会でもかなり議論されていますけど、歩道等及び立体横断施設において、積雪または凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、流雪構又は雪覆工を設けるとなっていますが、条例で定めると今度は白老町の責任、法律のときも同じですけど、これによって町が本当に具体的に義務を負わなければいけないという部分が出てきていると思うのですが、その辺がそういう解釈になるのか。より町民の除雪に対する要求度が高まっていくと思うのですが、この条例を制定されたことによって、その辺が今までとどう変わっていくのかだけ伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 高畠都市整備部長。

○都市整備部長（高畠 章君） この条例につきましては、議案説明会でもご説明いたしましたが、この条例はあくまでも国土交通大臣が定める特定道路に認定された道路に適用するものでございます。それはどういう道路かと申し上げますと、障がい者等の弱者の方々が専ら利用頻度の非常に高いという道路、これは国土交通大臣が認定するものです。その道路に対して適用してくださいという条例でございます。本町は実は今のところはこの認定された道路はないのです。これからあるかもしれない。

それともう一つ、普通の道路であってもこの条例をできるだけ順守しての条例に沿った形で

できる限り整備しなさいという、そういう努力義務があるのです。そういうことから、今般この条例を定めさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほか質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 30 号 白老町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号 白老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 8、議案第 31 号 白老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議 31-1 でございます。議案第 31 号 白老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。

白老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

議 31-7 でございます。附則でございます。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページでございます。議案説明であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上です。

白老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設
の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。次条において「法」という。）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(一時使用目的の特定公園施設)

第3条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

- エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
- カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、

障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

- (7) 次条から第10条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

（休憩所及び管理事務所）

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第7条第2項、第8条及び第9条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

（駐車場）

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。
(便所)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第8条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(1) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第9条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第7条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当

該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第12条 第4条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第4条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 白老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（山本浩平君） 日程第9号、議案第32号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議32-1でございます。議案第32号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月27日提出。白老町長。

議32-5をお開きください。附則でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項（各号列記以外の部分に限る。）及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案説明でございます。議32-6でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い公営住宅法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、町営住宅等の整備基準等を定めるほか、福島復興再生特別措置法に規定する居住制限者が町営住宅へ入居する際の取り扱いについての規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上です。

白老町営住宅条例新旧対照表

改正前	改正後
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
	<u>第1章の2 町営住宅等の整備基準（第3条の2—第3条の17）</u>
第2章 町営住宅等の管理（第4条—第41条）	第2章 町営住宅等の管理（第4条—第41条）
第3章 社会福祉事業への活用（第42条—第48条）	第3章 社会福祉事業への活用（第42条—第48条）
第4章 中堅所得者等に供する住宅としての活用（第49条—第52条）	第4章 中堅所得者等に供する住宅としての活用（第49条—第52条）
第5章 駐車場の管理（第53条—第58条）	第5章 駐車場の管理（第53条—第58条）

第6章 補則（第59条—第66条）

附則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく町営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

第6章 補則（第59条—第66条）

附則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく町営住宅及び共同施設の設置、整備及び管理に関し、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

第1章の2 町営住宅等の整備基準

（町営住宅等の整備基準）

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める町営住宅等の整備基準は、この章に定めるところによる。

（健全な地域社会の形成）

第3条の3 町営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第3条の4 町営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第3条の5 町営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

（位置の選定）

第3条の6 町営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著し

く阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

（敷地の安全等）

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

（住棟等の基準）

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

（住宅の基準）

第3条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に

整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第3条の10 町営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 町営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 町営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第3条の12 町営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯設備)

第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状態に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたも

(入居者資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第1号を、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(次条第2項において「被災者等」という。)にあっては第1号及び第2号を除く。)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居しようとする者が身体障害者である場合その他の政令第6条第4項で定める場合 政令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した

のでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(入居者資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第1号を、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(次条第2項において「被災者等」という。)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第20条第1項に規定する居住制限者(次条第2項において「居住制限者」という。)にあっては第1号及び第2号を除く。)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要があるものとして第4項で定める場合 21万4000円

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した

<p>住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げるものである場合 <u>政令第6条第5項第2号に規定する金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>政令第6条第5項第3号に規定する金額</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げるものである場合 <u>21万4000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8000円)</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>15万8000円</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 <u>第1項第2号アの第4項で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がいる場合</u></p> <p><u>ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が、身体障害にあつては第2項第2号アに規定する程度、精神障害にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度、知的障害にあつては精神障害の程度に相当する程度であるもの</u></p> <p><u>イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</u></p> <p><u>ウ 第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者</u></p> <p>(2) <u>入居者が60歳以上の者であり、か</u></p>
--	---

<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる町営住宅に入居することができる者は、同項各号(老人等にあつては同項第1号を、被災者等にあつては同項第1号及び第2号を除く。)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p>	<p><u>つ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u></p> <p><u>(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる町営住宅に入居することができる者は、同項各号(老人等にあつては同項第1号を、被災者等<u>及び居住制限者</u>にあつては同項第1号及び第2号を除く。)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p>
---	--

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長(山本浩平君) 日程第10、議案第33号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議 32-1 でございます。議案第 33 号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

議 33-4 をお開きください。附則でございます。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページでございます。議案説明であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い下水道法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等を定めるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上です。

白老町下水道条例新旧対照表

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）	第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章 排水設備の設置等（第 3 条—第 8 条）	第 2 章 排水設備の設置等（第 3 条—第 8 条）
第 3 章 公共下水道の使用（第 9 条—第 16 条）	第 3 章 公共下水道の使用（第 9 条—第 16 条）
第 4 章 雑則（第 17 条—第 26 条）	第 4 章 <u>公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第 17 条—第 21 条）</u>
第 5 章 罰則（第 27 条・第 28 条）	第 5 章 雑則（第 22 条—第 31 条）
附則	第 6 章 罰則（第 32 条・第 33 条）
第 1 章 総則	附則
<u>（目的）</u>	第 1 章 総則
第 1 条 この条例は、白老町（以下「町」という。）の設置する公共下水道の管理及び使用について必要な事項を定めることを目的とする。	<u>（趣旨）</u>
2 公共下水道の管理及び使用については、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下	第 1 条 白老町（以下「町」という。）の設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造、維持管理の基準等については、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

「法」という。)その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。

(5) 処理区域 法第2条第8号に規定する区域をいう。

(6) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。

(7) 排水設備設置義務者 法第10条第1項に規定する土地の所有者又は占有者をいう。

(8) 除害施設及び特定事業場 法第12条第1項に規定する除害施設及び法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。

(9) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

(10) 水道 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道をいう。

(11) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

(12) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は規則で定める。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているものに

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。

(5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。

(6) 除害施設及び特定事業場 法第12条第1項に規定する除害施設及び法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。

(7) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

(8) 水道 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道をいう。

(9) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

(10) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は規則で定める。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に

限る。以下第9条の3において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1)～(4) 略

2 略

(し尿の排除の制限)

第10条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。ただし、排水区域においてはし尿浄化槽を設けなければならない。

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定したその使用料金(消費税相当額を含む。)の合計額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 処理区域内

区分	汚水排水量	使用料
一般家庭用	50立方メートルまで	1立方メートルにつき 195円30銭
	51立方メートル以上	1立方メートルにつき 264円60銭
業務用	100立方メートルまで	1立方メートルにつき 264円60銭
	101立方メートル以上	1立方メートルにつき 316円5銭
公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の適用をうける浴場		1立方メートルにつき 12円60銭

適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1)～(4) 略

2 略

(し尿の排除の制限)

第10条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定したその使用料金(消費税相当額を含む。)の合計額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

区分	汚水排水量	使用料
一般家庭用	50立方メートルまで	1立方メートルにつき 195円30銭
	51立方メートル以上	1立方メートルにつき 264円60銭
業務用	100立方メートルまで	1立方メートルにつき 264円60銭
	101立方メートル以上	1立方メートルにつき 316円5銭
公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の適用をうける浴場		1立方メートルにつき 12円60銭

(2) 排水区域内

汚水排出量	使用料
500立方メートル未満	1立方メートルにつき 15円75銭
500立方メートル以上1,000立方メートル未満	1立方メートルにつき 14円70銭
1,000立方メートル以上	1立方メートルにつき 13円65銭
公衆浴場法の適用を受ける浴場	1立方メートルにつき 8円40銭

ただし、一般家庭用又は業務用の汚水排水量が8立方メートル未満の場合は8立方メートルとして算定する。

2～5 略

ただし、一般家庭用又は業務用の汚水排水量が8立方メートル未満の場合は8立方メートルとして算定する。

2～5 略

第4章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第17条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第19条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりと

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とする。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下

水の侵入を最少限度のものとする措置を講ずるものとする。

ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして町長が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入り

を制限する措置を講ずるものとする。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可とう継手の設置その他の町長が定める措置を講ずるものとする。

(排水施設の構造の基準)

第18条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、町長が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。

(5) まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきまず又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設ける。

(処理施設の構造の基準)

第19条 第17条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるも

のに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずるものとする。

(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう町長が定める措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第20条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第21条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節する。

(2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去するものとする。

(3) 前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生防止に努めるとともに、構内の清潔を保持するものとする。

(5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう町長が定める措置を講ずるものとする。

第4章 雑則

(行為の許可)

第17条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1)～(2) 略

2 略

(許可を要しない軽微な変更)

第18条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占用)

第19条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して町長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2～3 略

(原状回復)

第20条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると町長にお

第5章 雑則

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1)～(2) 略

2 略

(許可を要しない軽微な変更)

第23条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占用)

第24条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して町長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2～3 略

(原状回復)

第25条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると町長にお

<p>いて認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(設計又は工事の委託)</p> <p><u>第21条</u> 町は、排水設備等の新設等を行おうとする者の委託があったときは、その設計又は工事を行うことができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>(排水設備等の撤去)</p> <p><u>第22条</u> 排水設備等を撤去しようとする者は、あらかじめ、町長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。(管理人)</p> <p><u>第23条</u> 排水設備等の設置者が町内に居住しないとき又は町長が必要と認めたときは、その義務に属する一切の事項を処理するために、町内に居住する管理人を定め、町長に届け出なければならない。管理人を変更するときもまた同様とする。(手数料の徴収)</p> <p><u>第24条</u> 町は、第8条及び<u>第21条</u>に規定する申請、届出をした者から次の各号に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第25条</u> 町長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、手数料又は占用料を減免することができる。(委任)</p> <p><u>第26条</u> この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>第5章 罰則</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第27条</u> 次の各号に掲げる者は、1万円以下の過料に処する。</p>	<p>いて認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(設計又は工事の委託)</p> <p><u>第26条</u> 町は、排水設備等の新設等を行おうとする者の委託があったときは、その設計又は工事を行うことができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>(排水設備等の撤去)</p> <p><u>第27条</u> 排水設備等を撤去しようとする者は、あらかじめ、町長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。(管理人)</p> <p><u>第28条</u> 排水設備等の設置者が町内に居住しないとき又は町長が必要と認めたときは、その義務に属する一切の事項を処理するために、町内に居住する管理人を定め、町長に届け出なければならない。管理人を変更するときもまた同様とする。(手数料の徴収)</p> <p><u>第29条</u> 町は、第8条及び<u>第26条</u>に規定する申請、届出をした者から次の各号に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第30条</u> 町長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、手数料又は占用料を減免することができる。(委任)</p> <p><u>第31条</u> この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>第6章 罰則</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第32条</u> 次の各号に掲げる者は、1万円以下の過料に処する。</p>
--	--

<p>(1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者</p> <p>(2) 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3) 排水設備等の新設等を行って、第8条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(4) 第9条の2、第9条の3又は第10条の規定に違反した使用者</p> <p>(5) 第11条又は第12条第1項若しくは第2項の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第16条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(7) <u>第20条</u>第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(8) 第6条第1項、<u>第17条</u>又は<u>第21条</u>第1項の規定による申請書又は書類、第6条第2項本文、第11条又は第12条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第15条第5項の規定による申告書又は第16条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p><u>第28条</u> 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p>	<p>(1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者</p> <p>(2) 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3) 排水設備等の新設等を行って、第8条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(4) 第9条の2、第9条の3又は第10条の規定に違反した使用者</p> <p>(5) 第11条又は第12条第1項若しくは第2項の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第16条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(7) <u>第25条</u>第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(8) 第6条第1項、<u>第22条</u>又は<u>第26条</u>第1項の規定による申請書又は書類、第6条第2項本文、第11条又は第12条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第15条第5項の規定による申告書又は第16条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p><u>第33条</u> 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p>
--	--

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 33 号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 34 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 11、議案第 34 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議 34-1 になります。議案第 34 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次のページになります。附則でございます。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格基準を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

以上でございます。

白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
目次	目次
第 6 章 雑則（第 32 条—第 36 条）	第 6 章 雑則（第 32 条—第 37 条）
附則	附則

	<p><u>(技術管理者の資格)</u></p> <p><u>第35条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</u></p> <p><u>(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）</u></p> <p><u>(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者</u></p> <p><u>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しく</u></p>
--	--

<p>(委託) 第35条 略</p> <p>(委任) 第36条 略</p>	<p><u>は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(9) <u>学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(10) <u>10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(11) <u>前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者</u></p> <p>(委託) 第36条 略</p> <p>(委任) 第37条 略</p>
---	--

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 34 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 38 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算

議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算

議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算

議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算

議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算

議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第 12、議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 38 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算、議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 11 号 平成 25 年

度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算、議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算、議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上、平成 25 年度各会計予算 12 件と、これに関連する条例の一部改正議案 3 件の合わせて 15 議案を一括して議題に供します。

本件につきましては、3 月 12 日の本会議において予算等審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところでありますが、その審査結果について委員長から報告書が提出されております。

予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

小西秀延委員長。

[予算等審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇]

○予算等審査特別委員会委員長（小西秀延君） 予算等審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第 21 条の規定により報告します。

記、1、付託議案。

(1)、議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(2)、議案第 38 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(3)、議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(4)、議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算。

(5)、議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

(6)、議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

(7)、議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

(8)、議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算。

(9)、議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

(10)、議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算。

(11)、議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算。

(12)、議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

(13)、議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

(14)、議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算。

(15)、議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

2、審査の経過。

平成 25 年 3 月 12 日に再開された定例会 3 月会議において本委員会に付託されたので、3 月 19 日、21 日、22 日の 3 日間にわたり委員会を開催し慎重に審議した。

3、審査の結果。

(1)、議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(2)、議案第 38 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(3)、議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(4)、議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。

(5)、議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(6)、議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(7)、議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(8)、議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算、可決すべきものと決定。

(9)、議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(10)、議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(11)、議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(12)、議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(13)、議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(14)、議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

(15)、議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま小西秀延委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問などはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質問なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけではありますが、この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会において各議案の討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに各

議案の採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきたいと思います。

議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 37 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 38 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成 11、反対 2。反対、5 番、松田謙吾議員、7 番、西田・子議員。

よって、議案第 38 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成 11、反対 2。反対、5 番、松田謙吾議員、7 番、西田・子議員。

よって、議案第 39 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成 7、反対 6。反対、3 番、斎藤征信議員、4 番、大淵紀夫議員、5 番、松田謙吾議員、7 番、西田・子議員、13 番、前田博之議員、14 番、及川保議員。

よって、議案第 9 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成 11、反対 2。反対、3 番、斎藤征信議員、4 番、大淵紀夫議員。
よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成 11、反対 2。反対、3 番、斎藤征信議員、4 番、大淵紀夫議員。

よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 17 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 19 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 45 分

再開 午前 10 時 59 分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第 40 号 平成 24 年度白老町一般会計補正予算（第 12 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 13、議案第 40 号 平成 24 年度白老町一般会計補正予算（第 12 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 40 号 平成 24 年度白老町一般会計補正予算（第 12 号）。

平成 24 年度白老町の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,545 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 126 億 3,946 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債」補正による。

平成 25 年 3 月 25 日提出。白老町長。

次のページです。第 1 表、歳入歳出予算補正については記載のとおりですので説明を省略い

たします。

続いて4ページ、第2表、繰越明許費補正。

1、追加、8款土木費、4項港湾費、事業名、白老港建設事業9,900万円。

10款教育費、3項中学校費、事業名、3中学校統合施設環境改善事業682万3,000円であり
ます。内容につきましては歳出のところでご説明いたします。

次、2、変更、10款教育費、2項小学校費、事業名、萩野小学校屋内運動場耐震改修事業、
変更前3億1,882万6,000円、変更後3億2,013万5,000円でございます。これにつきましては
は、交付の内定通知が3月15日にあったことから、事業費の変更を行うものでございます。

次に、第3表、地方債補正につきましては記載のとおりでございます。

6ページ、歳入歳出事項別明細書につきましては、安達課長のほうから説明申し上げます。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） 今回の補正につきましては、国の補正予算による地域元気臨
時交付金の事業の追加と、補助事業費等の精査及び特別交付税が決定されたことに伴いまして
補正を行うものでございます。

歳出をお開きください。12ページです。8款土木費、2項1目道路維持費、道路施設維持補
修経費438万6,000円の補正でございます。これにつきましては、3月10日、全町におきまし
て降雪がありまして、除雪に全車出ております。12センチから14センチの降雪量があったこ
とによるものでございます。今回の補正につきましては、前回までの補正分を含めまして412万
8,000円。残り8時間分、今後1週間ですが、わだち取り等に係る経費として25万8,000円を
合わせまして438万6,000円の補正でございます。これで今年度の除雪にかかった費用につい
ては2,648万7,000円となりました。次に、2目道路新設改良費、町道整備事業（補助事業）
348万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては、竹浦2番通り改良舗装工事、
ポロト社台線改良工事の入札執行の残でございます。17節については公有財産購入費、竹浦2
番通りの道路用地についての執行の残でございます。次に、4項2目港湾建設事業費9,900万
円の増額でございます。これについては、事業費ベースで6億6,000万円、負担金率が15%の
9,900万円でございます。100%起債が充当されます。50%については交付税算入があると。事
業内容につきましては、島防波堤の本体工事20メートル、上部工100メートルでございます。

続いて10款教育費、2項1目学校管理費、小学校耐震化対策事業経費74万7,000円の減額
でございます。冒頭で部長がご説明申し上げましたとおり、3月15日に補助金の内定がござい
まして、事業費を変更するものでございます。事業費については事務費を補助対象額変更に伴
って21万1,000円の減。次のページ、役務費については確認申請手数料8万6,000円、完了検
査手数料5万6,000円、構造計算適合判定手数料20万円を見込み、34万2,000円の増額で
ございます。委託料については設計監理等委託料が事業費、補助金の確定によって89万8,000円
の減額となっております。使用料については北海道に対する補助金申請等にかかわる高速道路
の通行料でございます。財源については学校施設環境改善交付金1,519万7,000円の増、地域
経済活性化・雇用創出臨時交付金、元気づくり交付金でございますが290万7,000円の減、合

わせまして1,229万円の増。町債については1,300万円の減、繰入金は3万7,000円の減でございます。次に、3項1目学校管理費、中学校施設整備事業1,056万6,000円の減額補正でございます。これについては執行残でございます。財源については、町債が1,080万円の減。繰入金が23万4,000円の増でございます。ただし、施設整備工事の3行目の萩野中学校1線校舎内部改修工事618万6,000円の減額補正でございますが、これは当初春休みに校舎の工事を計画しておりましたが、このたびの国の補正予算の中で、既存の施設の改修に伴う学校統合事業への補助金制度が創設されたことから、補正が採択されたことによって行う事業でございます。事業費は事務用品2万3,000円、工事請負費が680万円、工事内容は特別学級教室を普通学級に改築、増築するものと、公務生の部屋を相談室に改造、公務生の部屋がなくなりますので、技術室の一部に公務生の部屋を改造するものであります。また、家庭科室の調理台については、竹浦中、虎杖中のほうからまだ使えるものを持って来て入れかえをします。理科室の実験台についても竹浦中、虎杖中の実験台でまだ使用できるものを入れかえるという工事でございます。新たに理科室に備品棚の新設工事もございます。これに伴う財源につきましては、学校施設環境改善交付金228万8,000円、地域活性化雇用創出臨時交付金が317万3,000円、起債が130万円、繰入金が6万2,000円でございます。

次に、14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金4万5,000円でございます。これについては、文化振興基金積立金3万円、水産業振興基金積立金1万5,000円。どちらもこれは寄附金を充当するものでございます。

歳出が終わりましたので歳入でございます。6ページ、歳出で特定財源をご説明申し上げましたので、一般財源についてご説明申し上げます。まず、11款地方交付税、1項1目地方交付税3,982万5,000円でございます。普通交付税991万円については、7月算定時に調整率というものが交付税交付する際にかかりますが、今回国の各種交付税に伴う税等が伸びによってこの調整率がかからなくなりまして、その分が交付されることになりました。次に、特別交付税2,986万9,000円の増と震災復興特別交付税4万6,000円、合わせて2,991万5,000円ですが、特別交付税が今回3億8,991万5,000円交付になりました。予算額3億6,000万円を計上しておりますので、その差額、ただいま申し上げた2,991万5,000円の増額でございます。

次に、18款寄附金、8ページでございます。1項1目寄附金、指定寄附金、文化振興資金に対して3万円。吉峯千恵様、これはふるさと納税でいただいております。水産業振興資金、前田育子様から1万4,000円の寄付をいただいております。

次に、19款繰入金、1項12目財政調整基金繰入金でございます。3,741万1,000円の減でございます。これは、今回特別交付税の増加分と先ほど歳出で説明した補助事業の執行残不用額と除雪費用にかかった経費をマイナスしまして、残った経費が3,741万1,000円でございますので、11月補正時の財政調整基金の残高が1,001万4,000円ございましたので、それに3,741万1,000円を足しまして、残額4,742万5,000円、これが次期に繰り越される金額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君）　ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

1 番、氏家裕治議員。

○1 番（氏家裕治君） 1 番、氏家です。13 ページ、道路維持補修経費。先ほど説明を聞きまして、438 万 6,000 円のうち 8 時間ほどが今後の対策として残っていると。25 万 8,000 円、これは今後の除雪の関係だとかそういったものに当てられていくものだという説明でしたが、これがもし使わなければ不用額の整理で次期に繰り越す形になるのか。私の言いたいのは、例えば十二間通り奥の未舗装部の町道、どうしてもきれいに除雪しようと思うものですから、そういった砂利や何かを道路脇の側溝に落としてしまうというか、それがこれから今度雪から雨にかわるわけです。そういったことで、その側溝がどうしてもオーバーフローを起こしやすい状況に毎年なっているという話をよく聞きます。今回はそういった調査などをやっぱり早急にすべきだと思います。そして、どうしても高齢化が進んでくるものですから、なかなかその排水に落ちた砂利や何かの撤去も地域の中でできなくなってきたという現状があります。そういったところの手当てについてどうお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 除雪の関係のご質問でございます。まず 25 万円残る分については、やはりこれから除雪とかわだちとかで苦情が来たときのために使いたいなど。使わないで残れば、そのまま次年度に繰り越しというよりは、予算の不用額として残したいと思います。

側溝等の清掃についてですけれども、これについてはある程度うちも 4 月に入ってから調査しながら、要望等があればその辺は対応していきたいというように考えております。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。同じく 13 ページの竹浦 2 番通りの関係なのだけど、土地購入費、これ飛生側の部分全部完了したのかどうか、不用額、執行残ということなのですが、そこの土地の買収が全部終わったかどうかということが一点。

もう一点、よく理解できないものですからちょっとお聞きしたいのですが、港湾の関係で、11 号補正で 1 億 1,000 万円債務負担していますよね。前倒しの分だというふうに聞いたような気がしたのだけど、それと今回の 9,900 万円の事業費との関係があるのかどうか。そして、それは繰越明許で今度は 25 年度に今のこの分についてはやるわけだけど、その金額的な関連というのはあるのかどうか。ちょっとそこがどうもうまく理解できないものですから、債務負担と繰越明許と今の起債が新たについた部分と来年度の 1 億 7,000 万円の起債との関係がどういうふうになっているのか。済みません、詳しくお願いしたいのですが。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 竹浦 2 番通り用地の関係でございます。今回清算で用地費残したという形なのですが、まだ一部用地買収のところは残っております。今回ある程度了解を受けているところはありますが、一件だけ難航しているところがありまして、それについては次年度交渉していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） 港湾費の債務負担行為をした件と今回の補正の件でございませぬけれども、前回1億1,000万円の議決いただきました。これは国が前倒しで補正予算、契約をしたいということで上げる経費でございまして、新年度の町の予算は1億9,900万円、新年度していますから、その一部でございませぬ。うち数です。まず1億1,000万円。それと、今回はちょっと後先が逆だったのでございませぬけれども、今回の補正につきましては25年度前倒しでやると。ですから2カ年、25年度中に仕事ができると。事業費ベースで本年度が1億9,900万円と今回9,900万円はその分を足した分が25年度中に事業として行えるということでございませぬ。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。ということは1億1,000万円の債務負担は25年度分に入っていると。今回の9,900万円というのはことしの補正予算で、だけど仕事は25年にやるよと。だから2億6,000万円くらいになるよと、こういう理解でいいですか。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） 大淵議員のおっしゃるとおりです。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。小さいことで申しわけありません。17ページの文化振興基金積立金の中で、先ほどの説明によりますと白老に来た方が大変白老を気に入られてふるさと納税をされたということを説明の中で伺ったのですが、白老町の24年度分のふるさと納税というのはどれくらいあったのかお伺いできますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） 大変申しわけございませぬ。今数字を調べて報告したいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 後ほど報告願ひます。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 金額は後で結構です。余りふるさと納税のことが補正予算に出てこないものですから、出発した頃は大変いろんなことを考えながら少しでも多くの方にそれを周知しながら納税をしていただくということを結構やっていたと思うのですが、最近聞かないものから、やっぱり今大変ありがたいことだと思うのですね、金額が大きくなって。ですから、これからは財政の厳しいまちで、こういうことはありがたいことなので、少しでもそういう気持ちになっていただく方をつくっていくことを進めていただきたいというふうに思ひまして、質問させていただきました。

○議長（山本浩平君） 岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 数字のほうは後ほど申し上げます。ふるさと納税はこれまで町としてもいろいろ機会あるごとに、例えば東京白老会の会場でそういう制度のPRをしながら皆さんに声掛けをするとか、またよその自治体ではいろんなふるさと納税をしやすいような仕組みをいろいろ加えているという自治体もございませぬ。私どもも歳入という部分では、こういうように大きな財源になってきますので、いろんな機会もそうですが、何かちょっと仕組み

も考えなければならぬかなという時期に来ています。そういう部分も25年度には何かそこでふるさと納税をもっとしやすいようなことに取り組みたいというふうには内部では検討してございますので、そういう部分をさらに具体的な案件がどのようなことができるか、そういうことは協議を進めたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） 7番、西田でございます。土木費の道路施設の13ページのところで、除雪に関係してというふうに受け取っていただきたいと思うのですけれども、ことしはそれほど雪が多くはなかったのですけれども、それでも今回降った雪によって、今白老町内あちこち除雪した跡というのですか、穴が開いているところが非常に目立っているなど。特に萩野の中通りというのですか、中学校、小学校のところで、ちょうど白老側に来るところのどんぐりさんとか、あそこのもう少し行ったあの辺は非常に大きな穴が開いていて、やはり除雪する中でどうしても、そういう部分が白老町の道路も老朽化してひどい状態になってきていると思うのです。そのへんを早急に埋めていかなければいけないのだけれども、それと共に老朽化対策の中で、除雪していく中で、どうしても除雪する方も大変だと思うのです。ああいうふうにがばっと穴が開いているところをどうにかするというのも。除雪していく中で、そういう部分も対策に入れていかないといけないのではないかと思います。先ほど氏家議員も話していましたが、やはり除雪、ただ雪をはねればよいというだけではなくて、その辺何かもう少し工夫していかなければならないのではないかと思います。萩野のあそこの通りは大至急直してほしいのですけど、その点2つご質問させていただきます。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 除雪の関係でございます。穴が開くのは、除雪ではなくて、反対に雪がなくなった段階で影響が出て穴が開いていくという形でございます。その穴につきましては、前回も穴埋め用の補正とかさせていただいた中で、道路をパトロールして、あるものについては早急に穴埋めしているという、そういう状況でございます。

もう1つが、穴とかどういう対応をするかという話だと思います。これにつきましては、予算がある中で、舗装がぼろぼろになってきているところがあれば、オーバーレイをかけるような形で対応していくしかないなというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） 今までは大体同じような答弁ばかりいただいていたので、昨年私どもの委員会も道路については随分所管事務調査もしましたので、町民の安全のためにできればその辺何か工夫できるところは工夫して、関係団体といろいろ協議しながら、なるべく安心して通行できる状態を是非つくっていただきたいと思います。申しわけないのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（山本浩平君） 高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 本当に雪が解ける今時期なのです、一番道路が痛むのは。というのは、昼間溶けて、溶けた水が路盤のほうに、下、路床のほうに回っていくのです。それ

が夜冷え込んで凍結を起こす。そうすると中で、凍上現象というのが起きるのです、霜柱が立って。道路が持ち上がる。昼間また今度は温度が上がって霜柱が解ける。そうするとそこを重車両が走ると空洞なった部分にめり込んで、舗装のわだちがめり込んで陥没するというのが、こういう現象が今の時期一番起きやすいときなのです。それでもその補修ために毎年、道路のパッチ張り、これを予算計上してございます。それと25年度につきましては、そういった状況余りにもひどいということで、実は25年度の当初予算で前年比約500万円増額計上してございます。そういうこともありまして、その辺のところは車の事故につながりますので、早期に年度が明け次第直ぐ補修にかかるということ。

それともう1つ、除雪の途中に淵石や何かが見えないために押しつけてしまう。そうやって道路を痛める。あるいは看板や何かも押しつけてしまうだとか、あるいは道路標識。そういったものもかなり雪解けが進むと明らかになってきます。そういった部分の補修費も25年度当初予算では前年度比増額計上させていただいておりますので、できるだけ町民の皆様に迷惑をかけないような形で速やかに補修に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 答弁保留部分ですね。

安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） 大変申しわけございませんでした。

前年度8名の方から72万円いただいております。

○議長（山本浩平君） ほか質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 8ページの町債の関係で、財政運営の流れの中でお聞きします。今回、国の補正で元気づくり臨時交付金、書類をもらって見えています。白老で約1億円ですが、結果的にはまちは起債を借りなさいよと。そのかわりほかの事業による交付金ありますよというような形で、起債の振りかえみたいで、結果的に町村の起債をふやしているというような形でやっているのです。その中でお聞きしますが、今回の調査費もその部分で起債ふえていますけれども、先般、公債費の適正化計画つくっていますけれども、それとこの整合性取れているのか、これ織り込み済みなのか、新たに発生したのか。そうすれば当然今後この部分の額について調整しなければいけないし、また25年で国がこういう形で起債のしわ寄せを地方自治体に来ると思っておりますけれども、その辺はどういう取り扱いをするのか。これは首長の関係でやめたりなんかできるはずですから、その辺の部分の2点お聞きします。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） 平成24年度に補正することになりまして、当初見込んでいた適正化計画の数字と相当ずれがあります。適正化計画のほうでは、24年度、3億3,700万円の借り入れ予定をしておりましたが、今回の補正を行うことで約4億9,500万円を予定しておりますので、本年度は約1億5,700万円計画との乖離ができております。次年度につきましては、5億2,700万円ほど計画している中で、今回の補正でお示ししているのが2億5,200万円ほどでございますので、差し引きしますと約2億7,500万円浮いていると、起債借り入れ予定額よ

りも。ですから今年度分はオーバーしていますけれども、それを差し引いてもまだ計画数字の1億1,700万円を下回っているという状況でございますから、この数字の中で今後も元気づくり臨時交付金を起債のほうも計画を見ながら、これをオーバーしないような形で計画を進めていきたいと考えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。適正化計画、ちゃんとつくっているからそういう答弁になってくるし、安心できると思います。

ただ、これから国の部分で今課長も言われたように、その中で必ず抑えるのだと。ただ国がやっているからオーバーしてもやるよという形にはなっていないと思いますけれども、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（山本浩平君） 岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 今議員おっしゃるとおり考えてございます。今回もこういう国の制度に乗ったほうが町として有利かどうか、今後も適正化計画との関係どうかということとは十分に検討しまして、また今許可制ですから、振興局、道のほうにもこういう事態になるけれどもという相談の中では、要は来年またそれが下がるというふうにきちんと計画の中で全体的に見られるのならいいという話もございますので、今回こういう結論にいたりました。考えとしては、あくまでも計画に沿った部分で事業費を持っていかなければならないという考えでございます。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第12号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎発議第 1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第14、発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第1号。

平成25年3月25日。

白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び白老町議会会議規則（平成20年議会規則第2号）第8条第3項の規定により提出します。

発議1-2をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例（平成20年条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正文については朗読を省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

発議1-3、議案説明でございます。地方自治法の一部改正（平成24年法律第72号）により、地方公共団体の議会の委員会に関する規定が統合・簡素化され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことから、関係条文を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に新旧対照表でご説明をしたいと思いますので、新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右が改正後でございます。改正箇所はアンダーラインの部分であります。

第2条の2、常任委員の任期について、法律規定ではなくなったことから、条例に規定するものです。

次に、第3条に第3項を追加し、議会運営委員の任期を規定するものです。

次に、第4条に第3項を追加し、特別委員の任期を規定するものです。

次に、第6条第1項に法律規定であった、議員は少なくとも一つの常任委員となるものとするを規定するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

白老町議会委員会条例新旧対照表

改正前	改正後
	(常任委員の任期) 第2条の2 <u>常任委員は、議員の任期中在任する。</u>
(議会運営委員会の設置) 第3条 議会に議会運営委員会を置く。	(議会運営委員会の設置) 第3条 議会に議会運営委員会を置く。

<p>2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする。</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。</p> <p>2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p>	<p>2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする。</p> <p><u>3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。</u></p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。</p> <p>2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。</p> <p><u>3 特別委員は、委員会に付議された事件が審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第6条 <u>議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p><u>3</u> 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p>
---	--

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。本案に対する質疑を許しません。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎承認第 1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第15、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり町村議会議員特別セミナーなどが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎政策研究会の設置について

○議長（山本浩平君） 日程第16、政策研究会の設置についてを議題に供します。

白老町議会会議条例第10条の規定に基づき、本議会に「新しい予算編成方法に関する政策研究会」を設置し、調査及び研究に取り組むことといたしたいと思っております。

本町は極めて厳しい財政状況であります。将来の財政負担に配慮しながら、限られた財源を効率よく配分し、必要な行政サービスを提供することが必要となっており、新しい予算編成方法を研究するとともに、議会による予算審議の充実を図るため設置するものであります。

「新しい予算編成方法に関する政策研究会」を設置することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、「新しい予算編成方法に関する政策研究会」を設置することに決定いたしました。

次に、議長において委員の指名を行います。

委員には、1番、氏家裕治議員、2番、吉田和子議員、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員、11番、山田和子議員、14番、及川保議員を指名いたします。

次に、ただいま設置されました政策研究会では、白老町議会政策研究会の運営に関する規定第5条により政策研究会を開催し、座長、副座長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時47分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に座長、副座長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので報告いたします。

「新しい予算編成方法に関する政策研究会」、座長には氏家裕治議員、副座長には山田和子議員。よろしくお願いいたします。

政策研究会におかれましては調査研究方よろしくお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 0 時 59 分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎意見書案第 1 号 安心できる介護制度の実現を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 27、意見書案第 1 号 安心できる介護制度の実現を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4 番、大淵紀夫議員。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 意見書案第 1 号。

提出者、賛成者は、記載のとおりでございます。

安心できる介護制度の実現を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出をいたします。

安心できる介護制度の実現を求める意見書(案)

「家族を介護負担から軽減する」をうたい文句として介護保険制度が始まって以来、制度改定がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっています。

2012 年 4 月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの「30 分以上 60 分未満」「60 分以上」から、「20 分以上 45 分未満」「45 分以上」へと短縮されたことにより、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減などさまざまな問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。介護保険の利用限度額上限に達したり自己負担の利用料負担が大きくなりすぎるなどで、必要な介護を受けることができず、家族の介護負担も一向に軽減されていません。

また、介護労働者の賃金が高産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金への改善が急務です。医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、「病院から住宅へ」の流れが強まっていますが、在宅医療も介護もその受け皿としては余りに脆弱な体制です。利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

以上の趣旨からか下記の事項について強く要請します。

記

1. 介護保険制度を改善し介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料・利用料を国の責任で軽減すること。
2. 訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるように改めること。
3. 全国的に不足する介護職員の増員を図るとともに、全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 1 号 安心できる介護制度の実現を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 2 号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 18、意見書案第 2 号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 意見書案第 2 号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレを初め、欧州や中国向け需要の低下による輸出減

などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いています。2012年10月から12月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態といえます。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっています。例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取り組みと経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要です。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務です。昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や公認会計士、税理士、診断士など認定支援機関として位置づけ、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できます。あわせて、地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制を強化することが重要です。

よって、政府におかれては、以下の事項について早急な対策を講じるよう強く要請します。

記

1. 全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど総合的かつ、きめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。
2. 地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第2号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 19、意見書案第 3 号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 意見書案第 3 号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を
求める意見書（案）

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首、背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等のさまざまな症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていなため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労もはかり知れないものがある。

平成 23 年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決してまれではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学会の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年 5 月に、治療法である硬膜外自家血注入療法(いわゆるブラッドパッチ療法)が「先進医療」として承認され、7 月から平成 26 年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準づくりが開始された。

また、研究班による世界初と言われる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約 8 割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国会及び政府においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成 26 年度に保険適用とすること。
2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成 25 年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子供に特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。

3. 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。

4. ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低1カ所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第4号 平成25年度地方財政対策に関する意見書 （案）

○議長（山本浩平君） 日程第20、意見書案第4号 平成25年度地方財政対策に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 意見書案第4号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

平成25年度地方財政対策に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

平成25年度地方財政対策に関する意見書（案）

平成25年度地方財政対策は、一般財源総額が前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと、関係各位のご尽力に対し敬意と感謝の意を表すところである。

しかしながら、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化し

ていることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすにもかかわらず、平成 25 年度税制改正大綱では地方の声が十分に反映されたものとはいえないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱いている。

このような状況において、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減したことは、その根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から国に先駆けて、給与の独自削減や定数削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理的な措置であり、同時に、地方交付税制度の「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」を無視した、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほどその影響を大きく受ける不公平な政策である。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方に一方向的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減したことは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

よって、国会及び政府は、今回のような措置を二度と繰り返さないよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 4 号 平成 25 年度地方財政対策に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 5 号 環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 21、意見書案第 5 号 環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5 番、松田謙吾議員。

〔5 番 松田謙吾君登壇〕

○5番（松田謙吾君） 意見書案第5号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書（案）

TPP交渉への参加は、農業ばかりではなく、医療・社会福祉、金融・保険、労働市場などに及び、我が国の産業・経済・社会の根幹を揺るがす重大な問題であり、国民の重大な関心事である。

特に、本道農業は我が国最大の食糧供給地として、専業農家を主体として良質な農畜産物を安定的に供給してきており、今後とも国の食料安全保障において主体的な役割を果たしていかなければならないが、耕地面積や社会条件等が大きく異なる米国や豪州などの農畜産物輸出国との競争力格差は極めて大きく、重要品目の関税が撤廃された場合は、本道の農林水産業とそれに伴う関連産業の継続が困難となり、自然環境と地域社会の崩壊が懸念される。

しかしながら、国の情報提供は極めて不十分で、議論をすることすらできない状況であるにもかかわらず、交渉参加を判断しようとする事は許されない。

よって、地域社会や経済・雇用などに取り返しのつかない甚大な影響が生じるTPP交渉への参加を行わないよう断固反対するものであり、国会及び政府は、このことを重く受けとめ、毅然と対応するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第5号 環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎要望書等の配付について

○議長（山本浩平君） 次に、皆様のお手元に要望書等4件を配付しております。

それぞれ関係する団体から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位はその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただくことをお願いいたします。

◎常任委員会所管事務等調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 22、各常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に総務文教常任委員会小西秀延委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、(仮称)白老町食育・防災センター事業について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、
- 6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
- 7、調査結果及び意見。

本委員会は、(仮称)白老町食育・防災センター事業について調査を終了したのでその結果を報告する。

(1)、白老町食育・防災センターの基本設計内容について。

平成 24 年 11 月 15 日の全員協議会において、(仮称)白老町食育・防災センター事業の基本設計内容について説明があった。本委員会の所管事務調査の前に行われたものであるが、調査の経過として必要であることから、概要を記述する。

①、食育・防災センター建設の趣旨。

災害時に備えた食糧配給の拠点機能を有し、安全・安心な給食の提供を行うための施設である。

②、食育・防災センターの施設概要(基本設計後)。

- ・建設予定地、石山工業団地内。
- ・敷地面積、6,132.76 平方メートル。
- ・規模・構造、RC 造 2 階建。
- ・延床面積、1,851.25 平方メートル。(1 階 1,532.71 平方メートル、2 階 318.54 平方メートル)
- ・概算事業費、補助対象 12 億 2,744 万 9,000 円(実施設計、本体工事、設備工事等)。補助率、10 分の 7.5、補助額 9 億 2,058 万 5,000 円。総事業費、12 億 9,020 万 2,000 円(基本設計、既存施設解体費、備品等含む)。
- ・工事期間、平成 25 年度から 27 年度、供用開始 27 年 8 月予定。
- ・給食数、1,300 食(児童・生徒数と災害時の非常食として)。
- ・ランニングコスト、7,525 万 5,000 円。(既存施設 5,989 万 7,000 円。)

・ライフサイクルコスト等の試算あり。

(2)、他市町村給食センター等との比較等について。

平成25年1月31日の所管事務調査において、追加資料の説明があった。概要は下記のとおりである。

①、他の給食センターとの比較は、表をご参照ください。

②、食育・防災センターの給食機能についての試算は、こちらも表をご参照ください。

③、防衛施設周辺整備事業に対する特別交付税措置の概要。

防衛施設周辺整備法第8条に規定する民生安定施設の整備事業については、補助の交付決定がされた事業に要する経費のうち、市町村が負担すべき額から地方債を充てた額を控除した額に0.5を乗じた額が特別交付税として措置される。

特別交付税として措置される額は、表をご参照ください。

④、調理業務委託費用の対比。

現行施設、調理人員10名、洗浄人員10名、委託料2,446万2,000円。

新センター、調理人員12名から14名、洗浄人員12名、委託料2,750万円。

⑤、食育に関する事業等。

・調理見学、小学生6校180名程度、6回。

・調理体験、小中学生、保護者、2回。

・職業体験、中学生、1回。

・試食会、町民、2回。

・食材納入業者との交流会、地場産品納入業者、1回、

⑥、文部科学省の補助事業と防衛省補助事業の対比。

町の実質持ち出し額は、防衛省補助事業のほうが7億5,710万7,000円少なくなる。

(3)、本委員会からの意見。

①、建設費等について。

本町の施設は食育・防災センターとして給食センター機能持つものであり、施設内容が同一でないものの、他町との比較では、6町中2番目に安価で建設費が見積もられている。当町の施設には防災機能も付帯されていることを考慮すれば、一定の評価に値すると考える。

しかし、建設予定地の地質調査において地盤の弱さが指摘され、補強のために3,000万円ほどの建設費増が見込まれることや、現在、本町が財政的に厳しい状況にあることなどから、施設面積、建設費、ライフサイクルコスト等の削減を限界まで考慮する必要があると考える。

また、平成21年4月に改定された学校給食衛生管理基準の許容範囲を遵守しなければならないが、各作業室、建設資材、設備、各学校の配膳室の改修費など、極力最小限の費用でできるよう、実施設計、施工を行い、安全・安心な給食の提供を実施すべきである。

②、補助金の選定について。

今回採択された防衛施設周辺整備助成補助金は、文部科学省の補助金と比較し、総事業費では7億5,700万円ほどの実質持ち出し金額が少なくなっており、事業実施における補助事業の

選択と採択に向けた努力について評価するものである。

防衛省の補助金活用には、防災拠点機能も同時に有するため、災害時の食料の調達、調理、配給や非常食の備蓄など平常時の給食機能のほかに非常時の体制が義務づけられるため、町を初め職員も非常時に備え施設運営を強化することが望まれる。

③、基本設計後の町民、議会からの意見集約について。

平成 24 年 11 月 15 日に開催された全員協議会において（仮称）食育・防災センターの基本設計内容に関する説明が行われたが、同日、実施設計の入札も行われ、議会、町民からの意見集約が平成 25 年 2 月末までという短い期間で、3 月末までの実施設計に反映させることとなる。この短い期間では、基本設計の十分な検証が困難であり、意見の集約にも時間が十分とはいえない状況にある。大きな政策、事業の展開には、町民や議会の検証と理解は不可決であり、十分な意見交換が必要と考える。

行政は上記の趣旨を十分に理解し、周知期間、検討期間の設定について配慮すべきことを強く要望するものである。

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、建設厚生常任委員会西田・子委員長。

〔建設厚生常任委員会委員長 西田・子君登壇〕

○建設厚生常任委員会委員長（西田・子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、白老港の現状と今後の整備について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
- 7、審査結果及び意見。

本委員会は、白老港の現状と今後の整備について調査を終了したので結果を報告する。

（1）、地方港湾白老港の沿革と現状。

白老港は昭和 57 年 8 月新規に着工され、北海道にある 12 の国際拠点港湾・重要港湾及び 23 地方港湾の中で一番新しい港である。

平成 2 年に漁港区の一部が供用開始、平成 7 年 5 月、第 1 商港区マイナス 5.5 メートル岸壁が 2 バース 200 メートルの供用開始、平成 13 年 4 月、第 2 商港区マイナス 5.5 メートル岸壁 3 バース 300 メートル、マイナス 7.5 メートル岸壁 1 バース 130 メートルが供用開始となった。

さらに、平成 18 年に第 3 商港区の整備事業が着工され、25 年 3 月末にマイナス 11 メートル岸壁 240 メートルが完成予定である。

道路網整備では、ことし 1 月 21 日、道道白老大滝線と国道 36 号線が結ばれ、臨港道路 4 号線と接続した。25 年度は第 3 商港区周辺道路の整備などが行われ暫定供用開始予定である。

白老港の取扱貨物量は 19 年度には年間 100 万トンを超え、23 年は約 113 万トンとなり地方港湾では 5 年連続 1 位、重要港湾以上を含む全道 35 港中でも 8 位である。

入港船舶は 3,132 隻、そのうち商船は 495 隻である。登録漁船数は 97 隻あり年間延べ 2,324 隻が操業し、水揚量は 8,220 トンとなっている。

白老港の23年度末までの事業費は758億6,900万円であり、管理者負担額は143億2,600万円である。管理者負担の内訳は、地方債130億3,700万円、一般財源11億4,200万円、地方債の交付税算入として約80%が入ってきている。白老港建設に係る総事業費は815億2,200万円で、管理者負担は152億7,000万円となる。そのうち一般財源は12億3,700万円の予定である。

(2)、意見。

今後は港内静穏度向上が課題であり、島防波堤110メートルと西外防波堤150メートルの延長整備促進に向け引き続き国に要請を行うべきである。

また、白老港全体の貨物取扱量を増加させるには、交通アクセスの向上が重要である。北海道に対して後志圏域の貨物の流通向上を図るために、道道白老大滝線の早期通年開通を引き続き要請すべきであり、国道36号線の四車線化や港湾周辺の道路網も積極的に整備要請を行うべきである。

環境面では、港湾周辺の住民に対して第3商港区暫定供用開始前に、港湾貨物の荷役、運搬などの影響について行政として責任を持って説明をする必要がある。

第3商港区は木材チップ荷役施設設備の基本設計を実施し、利用企業と施設規模、建設コスト、ランニングコスト、環境影響など詳細を協議しているが、いまだに合意に達しておらず、今後も協議を継続するとしているが、第3商港区の計画基本構想策定時や整備着手時に利用者に明確な意向確認をとるべきであった。

今後行政は、一日も早く企業に利用してもらえるよう、より積極的かつ強力で働きかけるべきである。

以上。

○議長（山本浩平君） 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項。

(1)、常任委員会、出前トーク、要請団体、NPO法人しらおい消費者協会。

(2)、分科会、①、総務文教分科会、白老町母親委員会との懇談。②、建設厚生分科会、ヘルム39との懇談。

(3)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査研究。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は、記載のとおりでございます。

7、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として出前トーク、議会広報142号の編集・発行及び町内の活動団体との懇談が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、常任委員会。

本委員会は、NPO法人白老消費者協会からの要請を受け、庁舎第2会議室において「町長

のマニフェストと議会のかかわり」をテーマに出前トークを実施した。

二元代表制のもと町長も議員と同じく選挙で選ばれている以上マニフェストの実現は町民との約束事でもあることから、具体的な提案がなされた後に検証していくことが議会の役割であるということを前段で話し合いながら懇談が進められた。協会側からは、町の現状課題等（町立病院、バイオマス燃料化施設）についての質問もあり、現在までの議会議論をもとに各委員から説明があった。また、地域担当職員制度や高齢化社会を支えるべく市民後見の進め方等、現状と今後の課題について有意義な懇談がなされたものとする。

(2)、総務文教分科会。

総務文教分科会は、白老町母親委員会との懇談を実施した。

分科会活動報告は、別紙のとおりである。

(3)、建設厚生分科会。

建設厚生分科会は、ヘルム39との懇談を実施した。

分科会活動報告は、別紙のとおりである。

(4)、小委員会の活動。

①、議会広報第142号の編集・発行について。

②、広報広聴の調査研究について。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたけれども、この報告に対して何か質問がありましたらどうぞ。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。総務文教常任委員会にお聞きしたいのですが、今のこの報告書を見ると、建設予定地の地質調査、地盤の弱さが指摘されとこうあります。それからN値というものが地盤の強度なのですが、37メートル。これは先般も私きちんとした試掘をして建設地を選定すべきだと言ったのですが、基礎37になったと。その前にN値はどれくらいだったのか、調査していたのか。要は37になったら、先般のご答弁では138平方メートル。約平米20万円なのです。ですから2,800何十万か、約3,000万円になる。30何メートルのくいというのは、幼稚園の運動会の距離くらいあるのです、子供たちが走る。すごく長いものなのです。白老ではそんなにないと思う。いかに地盤が悪いかということなのです。ですから、基礎工事に幾らぐらいかかったのか。3,000万円の前です。N値が幾らで、それから37メートルにふえたわけですから、3,000万円ふえた分の長さが幾らだったのか。この辺調査した結果があればお聞きしたいと思います。

それから、先般私の質問への答弁で、この施設を縮小するのだと。私は一瞬喜びましたけれども、それから新聞に食育・防災センターは縮小するのだとあるものですから、町の方々から、私2人来ました。小さくしたのだねと。松田さん一生懸命言っていたから小さくなったのですかと、こういう電話も来ました。私は当時、我々の意を酌んで小さくしたと思ったのですが、くいに余分なお金がかかるから小さくしただけの話なのです、要は。であれば、当初の予定

から 40 坪、42 坪ぐらいなのです。これは減らしたのは何も影響ないのか、当初からの計画に。そういうことをきちんと調査したのかどうか。ここのところだけを聞きたいと思います。

それから、あの場所が適正なのかどうか。これだけ地盤の悪いところが、RC でやっていると相当な重量がある。それが将来的に大丈夫なのかどうか。この辺きちんと調査したのかどうかということを知りたいと思います。

○議長（山本浩平君） 小西秀延総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君） それでは、松田議員のご質問に答えさせていただきたいと思います。今基本設計当時の資料を持ってきていませんので、基礎の関係の格差について幾らでどういうふうになったかということまでは現在はお答えできませんが、行政のほうから実施設計に移る前に基本調査をしたところ、3,000 万円ほどの基礎にかかわる建設費増額が見込まれると。これは決定ではございませんが、基本設計をすればそれほどの予算が見込まれるだろうという報告がございました。その点について記載をさせていただきました。実施設計が終わればかなりの部分で詳細出てくると思いますが、現在のところ見込みということで報告がきております。

それと建設の場所ですが、委員会の中では建設地の移転等について意見は出ていなかったということで記載はしておりません。施設面積ですが、委員会を進めていく中で、私たちのこの委員会報告がこの時期になってしまうと、議会の開催において。そういう旨があったものですから、意見を取りまとめている途中ではございますが、こういう意見が出ておりますということで、所管の課にはご説明させていただいてはおります。そしてきょう正式な報告にかえさせてもらっているということでございます。それぞれまた担当の課が町民にまた議会の意見を反映し、総合的に判断して今後基礎実施設計において主張していくという旨は、発表されたとおりであると思います。以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質問ございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） 次に、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、委員会規則第 17 条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。広報広聴常任委員会及び議会運営委員会におきましては、調査等よろしく願いいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。通年議会のため 3 月 31 日まで休会となっておりますが、この後休会日を

変更して明日 26 日から 6 月 30 日までの 97 日間を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

明日 26 日から 6 月 30 日までの 97 日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1 時 47 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 本 間 広 朗

署 名 議 員 前 田 博 之

署 名 議 員 及 川 保